

周辺環境に調和した道路標識金沢特区

都道府県名：

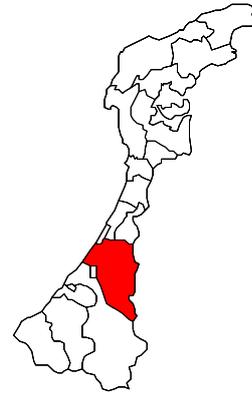
石川県

申請主体名：

金沢市

区域の範囲：

金沢市の全域



特区の概要：

道路標識については「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」により、全国一律に規定されているが、安全かつ円滑な交通を確保することを前提として、道路標識の表示機能には影響を及ぼさない範囲において、寸法や文字の大きさ等を周辺環境に調和して柔軟に運用することにより、地域の特性に応じた魅力ある都市景観を保全する。これにより、車窓や歩行者などの道路空間から眺めた、金沢らしい豊かな自然、歴史的街並みおよび近代的都市景観や道路空間一帯の魅力ある景観づくりを図り、もって地域の魅力の向上と人々の交流の促進を図る。

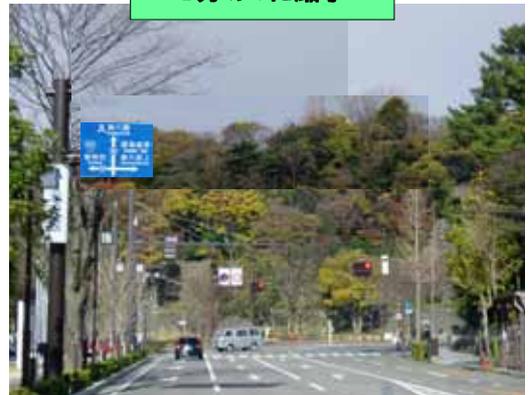
適用される規制の特例措置：

・良好な景観形成のための道路標識の縮小化

現状



2分の1に縮小



特区活用